

8. 疑義解釈に基づく症例解説 (42 頁「疑義解釈その 6」より)



「充填（複雑なもの）」の取り扱い

隣在歯を欠く場合

7 C₂

主訴 7 の冷水痛

4/3		初診	180
	7	OA・2%キシロカイン Ct 1.8 ml 伝麻（下顎孔）	38+7
		ラバー加算	10
		充形（KP, PCap）	120
		アマルガム充填（OD）	100+28 → 1
4/5		再診	38
	7	アマルガム研磨（治癒）	14
		実日数 2 日	計 535 点

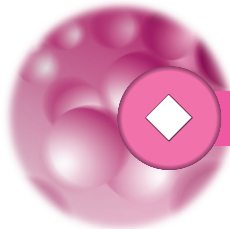
① Q 「充填」の「複雑なもの」とは隣接歯との接触点又は接触点相当部を含む窩洞に対して行う充填をいうものとされているが、当該歯の近遠心側のいずれか一侧又は両側に隣接歯を欠く場合にあっては、どのように算定すればよいのか。

A 当該事例の場合は、欠損歯側の最大膨隆部は接触点相当部であるため、この部位を含む窩洞への充填を行った場合は、「充填」の「複雑なもの」を算定して差し支えない。

保険解説

① 「充填」の「複雑なもの」とは、隣接歯との接触点又は接触点相当部を含む窩洞に対して行うものをさすが、当該歯の近遠心側のいずれか一侧または両側に隣接歯を欠く場合でも、接触点相当部の窩洞を含んでいれば「複雑なもの」として扱ってよい。

傷 病 名 部 位																		診・療 開始日	18年 4月 3日								
																		診・療 実日数	2日()日								
																		転 帰	治 癒	死 亡	中 止						
初診	180	時間外()	休日()	深夜()	乳()	乳・時間外()	乳・休日()	乳・深夜()	障()	障導()								180	点								
再診	38×1	時間外	×	休日	×	深夜	×	乳	×	乳・時間外	×	乳・休日	×	乳・深夜	×	障	×				38						
指導	総指	・	C指	P指	義歯指	継続	歯清	衛実	F局	F洗	医管	その他															
投薬・注射	内 屯 外 注	調 ×										×	処方	×	情	×	+	×	×	処	×	×	注	×	×		
X線 検査	パ	×	×	模	×	S 培	×	平	×	基本	×	×	精密	×	×	その											
	全顎	枚	写	×	継管診	測	×		×	×	×	×	×	×	×	他											
標	×	×	EMR	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×												
処 置 ・ 手 術	う蝕	×	覆罩	×	×	填塞	×	除去	×	×	×	知覚過敏	×	×	咬調	×	×	ラバー	10×1				10				
	抜	×	感染根処	×	×	根管貼薬	×	根	×	×	抜髄即充	×	×	感根即充	×	×	加圧根充	×	生切	×							
手 術	スケーリング	×	+	×	SRP前	×	小	×	大	×	PCur前	×	小	×	大	×	P処	×									
	抜歯	乳	×	前	×	白	×	難	×	埋	×	+	×	切開	×	×											
その他																		特定薬剤									
麻酔	伝麻	38×1	浸麻	×	その他	OA・2%キシロカイン Ct1.8 m/L 7×1																		45			
園 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	補診			維持管理	×	×	×	印象	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			120				
	園冠形成	生前活	×	×	前鑄ジ乳	×	+	×	(窩洞)	×	充形	120×1	咬合	×	×	×	×	×	×	×	×						
			×	×	×	+	×	×	×	修形	×	試適	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
			×	×	×	×	×	×	×	×	支台築造	メタル	大	×	前小	×	その他	大	×	前小	×						
冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	鑄造	インレー単純	×	インレー複雑	×	前歯3/4冠	×	4/5冠	×	全部鑄造冠	×	前装鑄造冠	ジ	×	EE	×	研磨	14×1				142					
	乳銀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	硬	×	×	充填I	×	×	×	×								
	貴金属	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	硬	×	×	充填II	×	×	×	×								
	前小ニ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	乳	×	×	材料III	×	×	×	×								
	大バ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	修理	×	×	料その他	×	28×1	×	×								
	大銀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	装着	×	×	充 填	100×1	×	×	×								
冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	大ニ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	装着	×	×	リテーナー	×	×	×	×								
	14K	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	材料	×	×	仮 着	×	×	×	×								
	ボンド	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	Br	×	×	バ	×	×	×	×								
	鑄造	バ大	×	×	バ小	×	裏装	バ前	×	バ小	×	装着	×	×	屈曲	×	×	×	×								
	前装	バ	×	×	ニ	×	銀	×	×	×	×	装着	×	×	特	×	×	×	×								
	有床義歯	1~4歯	×	×	床	×	鑄	裏装	×	裏装	×	線鉤	双	×	不 特	×	レストフックスバー	×	人	×							
欠 損 補 綴	5~8歯	×	×	×	×	造	裏装	×	裏装	×	線鉤	双	×	不 特	×	×	×	工	×								
	9~11歯	×	×	×	×	造	裏装	×	裏装	×	線鉤	双	×	×	×	×	×	工	×								
	12~14歯	×	×	×	×	造	裏装	×	裏装	×	線鉤	双	×	×	×	×	×	工	×								
綴	総義歯	×	×	×	×	造	裏装	×	裏装	×	線鉤	双	×	×	×	+	×	工	×								
その他																											
その他																											
摘 要																		公費分請求 点数決定	※	点 点	合 計	535	点				
																		患者負担額 (公費)		円	決 定	※		点			
																		高額療養費	※	円	一部負担 金額	減額 免除	割(円) 支払猶予	円			



歯科疾患継続管理診断料と歯科疾患継続指導料

$\frac{7+7}{7+7}$ P₂, 歯科疾患継続管理中

主訴 歯磨きをすると血が出る

●初診（平成 18 年 4 月 15 日初診，歯科疾患総合指導料を算定）．病名は $\frac{7+7}{7+7}$ P
全額の歯周基本治療（SRP，一部は PCur）が終了し，P 基検（平成 18 年 5 月 23 日）により再評価した結果， $\frac{7}{6} \frac{6}{5} \frac{6}{7}$ にポケットの残存と軽度の歯肉の炎症を認めたので再 PCur を行った．6 月は P 基検と P 管理を行う．

7/18		再診	38																																																																																					
	$\frac{7+7}{7+7}$	P 基検（検査結果略） <table><tr><td>TM</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>PD</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>PD</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>TM</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr></table>	TM		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		PD		3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	2	3	3				8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	PD		3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		TM		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0		200
TM		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0																																																																									
PD		3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	2	3	3																																																																										
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																								
PD		3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3																																																																									
TM		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0																																																																									
		SP（アクリノール）	—																																																																																					
		歯科疾患継続管理診断料 硬組織疾患も現在のところ，確認できず，安定状態である．また，歯周疾患は検査結果より，病状は安定しているが継続管理が必要である 今後の継続治療計画を示し，文書にて提供．患者同意（文書略）	100																																																																																					
		次回より歯科疾患継続指導料（治療計画，文書略）を行う予定	—																																																																																					
		実地指く指示内容＞歯間ブラシの挿入方向とサイズの異なる 2 種類の使用を指導（文書略）	80																																																																																					
		今後の継続治療計画を示し，文書にて提供．患者同意																																																																																						
		7 月分 実日数 1 日	計 418 点																																																																																					

（7 月分明細書は省略）

9/6	$\frac{7+7}{7+7}$	再診 歯肉の発赤，腫脹（+）	38
		歯周基本検査（検査結果略）	200
		SP・JG	—
		歯科疾患継続指導料 $\frac{7}{6}$ 歯肉乳頭部に発赤を認める．プラークの除去と再スケーリングを行う	120
	$\frac{7}{6}$	スケーリング	64
		9 月分 実日数 1 日	計 422 点

1 Q 歯科疾患に係る一連の治療終了後，初めて歯科疾患継続管理診断料を算定した場合であっても，当該診断結果から継続指導の必要性を認めた場合にあっては，同日に歯科疾患継続指導料を算定してよいか．

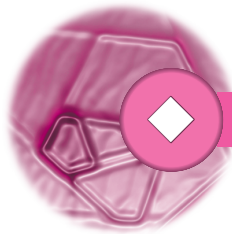
A 初回の歯科疾患継続管理診断料を算定した日に，現に歯科疾患継続指導料の算定要件を満たす指導が行われている場合にあっては，歯科疾患継続管理診断料と歯科疾患継続指導料を併せて算定して差し支えない．なお，1 年後の再度の歯科疾患継続管理診断料の算定についても同様の取扱いである．

保険解説

1 歯科疾患継続指導料の算定要件を満たす指導が行われているのであれば，歯科疾患継続管理診断料と歯科

疾患継続指導料を同日に併せて算定することができる．
なお，1 年後の再度の歯科疾患継続管理診断料の算定についても同様に取扱う．

[illegible]



転位歯抜歯と歯肉歯槽粘膜形成術

5 転位歯, 4 歯根露出

主訴 5 部に食物がつまる

4/4		初診	180
		主訴: 5 4 の間に食物がよくつまる。歯肉も時々腫れることがあった 局所所見: 5 は 頬側転位しており, 咬合に関与しておらず, 4 6 は接 触点を有し, また同部清掃性不良状態である	
	5	X 線 (D) 1F 問題点: 4 6 歯根と重なるように 5 を認める 考察: 歯冠形態修正時まで症状の改善は不可能と判断	48
		歯科疾患総合指導料 1 継続的治療管理について説明し, 患者の同意を得 る。口腔内写真を示し, 病状および治療計画・指導内容等を説明。治療計 画を策定, 患者署名, 文書提供。	130
		OA・2%キシロカイン Ct 1.8 ml 浸麻	—
	5	抜歯	260
	4	歯肉歯槽粘膜形成術 (遊離歯肉移植術) 4 歯根面露出に対し, 遠心部より歯肉弁を形成し, 移植し被覆させた。 4 針縫合	770 → 1
		クラリス錠 200 mg 2T×3 日分 分 2, 朝・夕食後	23×3
		ボルタレン錠 25 mg 1T×2 回分, 疼痛時	2×2
		⑨+⑩	42+9
		薬情	10

(4 月分以下略。明細書略)

1 Q 「歯肉歯槽粘膜形成手術」は, 歯周疾患の治療において必要があつて手術を行った場合に算定することとされているが, 「3 歯肉弁側方移動術」及び「4 遊離歯肉移植術」については, 歯周疾患以外の歯科疾患の治療において必要があつて行った場合にも算定できるか。

A 「歯肉歯槽粘膜形成手術」の「3 歯肉弁側方移動術」及び「4 遊離歯肉移植術」に限り, 通知に示した算定要件を満たす場合にあっては, 歯周疾患以外の歯科疾患の治療において必要があつて行った場合にも算定して差し支えない。

なお, 必要性について, 「傷病名部位」欄を勘案すること。

保険 解説

1 歯肉歯槽粘膜形成手術

- ① 歯周疾患に対し, 上記に掲げる手術を行った場合に算定する。
- ② ただし「3 歯肉弁側方移動術」及び「4 遊離歯肉移植術」に限り, 算定要件を満たしていれば, 歯周

疾患以外の歯科疾患の治療において必要があつて行った場合にも算定して差し支えない。なお, 必要性について, 傷病名部位欄を勘案すること (症病名に「歯根露出」, 「Hys」等が必要)。

- ③ 遊離歯肉移植術は, 転位歯などを抜去した際, 隣在歯の歯根面が露出し, 知覚過敏などを起こす恐れがあるときに手術を行った場合に算定する。